

# 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

ご利用者名 \_\_\_\_\_ 様

医療法人よしのがわ よしのがわ往診診療所  
みなし指定 訪問リハビリテーション

# 訪問リハビリテーション重要事項説明書

(介護予防訪問リハビリテーションを含む)

## 1. 事業者（法人）の概要

名称	医療法人 よしのがわ
代表者名	理事長 渡部 豪
所在地・連絡先	〒779-3404 徳島県吉野川市山川町湯立 277-1 電話番号：0883-36-1850 FAX 番号：0883-36-1851

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所名称

事業所名	よしのがわ往診診療所
所在地・連絡先	〒779-3404 徳島県吉野川市山川町湯立 277-1 電話番号：0883-36-1850 FAX 番号：0883-36-1851
事業所番号	3611713284
管理者の氏名	理事長 渡部 豪

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人よしのがわが開設するよしのがわ往診診療所が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）が、適正な訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (3) 事業所の訪問リハビリテーション職員体制

担当職員	資格	人数
管理者	医師（理事長）	常勤 1 名
訪問リハビリテーション職員	理学療法士	常勤 1 名

### (4) 事業の実施地域

実施地域	吉野川市（川島町：三ツ島、学、桑村、児島・山川町・美郷） 阿波市（阿波町） 美馬市（脇町：拝原、新町、猪尻、北庄・穴吹町：穴吹）
------	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。（移動片道 15 分圏内）

### (5) 営業日時

営業日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び 12 月 31 日～1 月 3 日は休業
営業時間	9：00～17：00（最終訪問時間は 16：20 から）

※担当職員の事情により提供日時を変更、又はキャンセルさせていただく場合があります。

## 3. サービスの内容

訪問リハビリテーションは、理学療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持又は向上を目指し、リハビリテー

ションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るものです。また、福祉用具や住宅改修に関する助言、介助者（ご家族や訪問介護士）への介助方法の提案等も行います。

#### 4. 利用料金

##### (1) サービス利用料

自己負担割合は介護保険法に基づきます。

(1単位=10円。自己負担額1割の場合、利用者負担金は1単位1円となります。)

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

##### 【基本部分】

内容	提供時間	基本利用料
訪問リハビリテーション費（要介護者）	20分	292単位/回
介護予防訪問リハビリテーション費（要支援者）	20分	292単位/回

※基本的に訪問時間は40分になりますので、1訪問につき584単位の利用料になります。

##### 【加算】

ご利用の計画・実績等に応じて下記項目が加算されます。

内容	利用料
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）（要介護者）	230単位/月
リハビリテーションマネジメント加算（要支援者）	230単位/月
短期集中リハビリテーション実施加算 *退院・退所又は要介護認定日から3ヶ月以内	200単位/日

##### (2) 交通費（保険対象外）

通常の事業の実施地域を超えて片道20km未満は1,600円、20km以上は3,000円が加算されます。ただし、地域外サービス利用時の交通費については、事前に利用者又はその家族に説明し、文書で同意を得るものとします。

##### (3) お支払い方法

毎月月末締めとし、翌月に当診療所受付で精算、又は集金に伺います。

#### 5. サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

#### 6. 心身の状況の把握

訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に務めるものとします。

#### 7. 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき「訪問リハビリテーション計画書」を作成し、その写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に送付することがあります。

サービス内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、居宅介護支援事業者速やかに連絡致します。

#### 8. 秘密の保持

事業所及び事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画等を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 9. 身分証携行義務

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 10. 衛生管理等

職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。  
事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 11. 職員の禁止行為について

職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書等の預かり
- 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 利用者の居宅での飲食、喫煙
- 身体拘束その他利用者の行為を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く）
- その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、その他迷惑行為

### 12. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の主治医及び市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

### 13. 緊急時等の対応

利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、利用者の主治医又は、事業所の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

### 14. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 理事長 渡部 豪
- 成年後見制度の利用を支援します。
- 苦情解決体制を整備しています。
- 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 介護相談を受け入れます。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

### 15. サービスに関する苦情相談窓口

#### (1) 当事業所

電話番号：0883-36-1850  
担当部署：訪問リハビリテーション  
担当者：神園 索己（理学療法士）  
受付時間：9：00～17：00

※直接管理者に申し立てることもできます。

#### (2) 当事業所以外に市町村や国民健康保険連合会の相談窓口に申し立てることができます。

吉野川市介護保険課	0883-22-2264
阿波市介護保険課	0883-36-6814
美馬市長寿・障がい福祉課	0883-52-5605
徳島県国民健康保険連合会	088-666-0117

### 16. 留意事項

何らかの理由によりサービスをキャンセルされる場合は、できる限り早めに当事業所の担当者、又は担当介護支援専門員へご連絡ください。連絡なく職員が訪問して不在だった場合、キ

